

随意契約結果(業務委託少額特名随意契約)

【令和4年2月分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	一般事務用市民局事務室電話機の移設	その他	協和テクノロジズ株式会社	12,980円	令和4年2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
2	平成29年度 庁内情報利用パソコン等機器(市民局)ハードウェア保守業務委託	その他	リコージャパン株式会社 販売事業本部 関西MA事業部 官公庁・文教営業部	26,950円	令和4年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	犯罪被害者等日常生活支援事業 配食サービス業務(概算契約)	その他	株式会社クローバス	54,000円	令和4年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>犯罪はあってはならないものではあるが、いつ発生するかわからないものであるとともに、配食サービスの実施は犯罪被害者等からの申請によるものであるため、利用件数の想定が困難である。</p> <p>そのため、一般競争入札による概算契約を行った場合、犯罪被害者等からの申請がない、もしくは利用件数が想定件数を大幅に下回る可能性があり、契約行為としての妥当性や当初契約との同一性を失わない範囲内であるかの疑義が生じることとなり、受注者に損害を及ぼすリスクが生じる。</p> <p>また、犯罪被害者等からの申請後に、一般競争入札により事業者を選定した場合、事業者決定までに時間を要する。</p> <p>については、利用件数が見込めた場合(犯罪被害者等から利用希望があった場合)に適宜発注を行うことでリスクの低減をはかり、かつ、犯罪被害者等に寄り添った支援とするためには、事前に事業者を公募し、登録資格を満たした事業者を業務登録事業者リストに登録する方式とし、申請後、すぐに契約を締結し速やかにサービス提供する支援を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、令和2年4月22日付け承認を受けた登録資格及び選定方法等に基づき募集を実施し、登録された事業者リストにおいて予め最優先順位に決定した(株)クローバスと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により特名随意契約を締結する。</p>	—